

【Q8】 例えば、No assignment may be made to any third party という規定がある場合、third party (第三者) に wholly owned subsidiary (完全子会社) は含まれるのでしょうか。

【A8】 third party はふつう「第三者」と訳しています。わが国で「第三者」といえば「当事者に対する語。ある法律要件についてこれに直接関与しない者、すなわち当事者以外の者（例えば、家屋の売買契約における目的家屋の賃借人）をいう。ただし、当事者の一般承継人(相続人等)は、当事者の地位を承継した者として、第三者ではない。」(『新法律学辞典』第三版)とされています。

これに対し、Black's Law Dictionary は、third party を “One who is not a party to a lawsuit, agreement, or other transaction but who is somehow involved in the transaction; someone other than the principal parties.”

「訴訟、契約または他の取引の当事者ではないが何らかその取引に関係のある者；主たる当事者以外の者」と説明しています。この説明を単純に比較しても、当事者の「一般承継人」を入れるかどうかの違いがみられます。一般承継人は、会社でいえば吸収合併 (merger) をした場合にも生じますから、ご質問の譲渡禁止特約に抵触する場合があります。一般に third party のほうが「第三者」よりは広く考えられているようですから、英文契約のドラフティングではその点に注意が必要です。

つまり、米国の企業社会におけるように M&A (企業買収) が日常茶飯事で行われると、契約の当事者がいつの間にか他の企業に吸収合併されてしまうこともよく起こります。吸収合併が行われた場合、わが国の商法では、権利義務は合併会社に包括的に継承されることとなりますが、この場合にも合併会社は third party にあたり、第三者に権利、義務が譲渡されたことになりうるのです。

そこで、譲渡禁止特約に違反しないようにするには、合併によって権利、義務が包括的に承継される場合 (merger with assumption of rights and obligations) を除くと明記しておくのがよいこととなります。

同様に、子会社、関連会社は、たとえ完全子会社 (wholly-owned subsidiary) であったとしても当事者とはいえず、third party に入ります。「第三者には秘密情報を開示してはならない」(may not disclose the confidential information to any third party) とする契約条項があったとします。研究所である子会社に評価をさせるために秘密の技術情報の開示をするのも third party に開示したこととなりますから、こうした条項の下では、具体的に子会社や関連会社名を列記しそれらに情報を開示する場合は除くと書いておくのがよいでしょう。

アメリカは法の下で third party が「第三者」よりも広いのは、法律用語としては、それだけで民事訴訟における「第三当事者」を意味することからもわかります。party には、訴訟や契約における「当事者」という意味が込められているからです。

そのため、契約においても「第三当事者」の意味にとられることをおそれて third person

の語を使う人もあります。たしかに third person のほうが「第三者」に近いといえますし、Black's Law Dictionary には、third person の見出し語はありませんが、Ballentine's Law Dictionary には“One not involved. A bystander.”「関与しない者。傍観者。」となっています。

ただ、third people という言い方はふつうしません。

(弁護士 長谷川俊明)